

不法投棄をさせない環境作りを目指しましょう

近年、不法投棄が多発しています。ブラウン管テレビや冷蔵庫などの家電、布団や自転車などの粗大ごみ、空き缶などのポイ捨ても見られます。

村では、環境保全民間監視員の皆さんの協力を得ながら、不法投棄の監視・撤去、看板の設置などを行っていますが、決まりを守らないごみの放棄が後を絶ちません。中には、工事用資材や農業用資材が含まれていることもあります。

不法投棄は、草木の生い茂った土地や人の目に触れないような場所で行われる傾向があります。自分が所有する土地（雑種地や山林）にごみを捨てられないように、除草や樹木の剪定、柵の設置などを行い、不法投棄をさせない環境作りを目指しましょう。

また、ごみステーションで分別状況が悪く、回収されなかったごみについても、監視員の皆様がパトロールと一緒に再分別を行っています。「自分が出したごみの分別はあっていただけだろうか？」ごみステーションで立ち止まるのも、綺麗な地域づくりへの心がけの一つです。

〈環境保全民間監視員による不法投棄の撤去活動の様子〉



白水地区



長陽地区

飼い犬の狂犬病予防注射を行いましょう

犬の飼い主には、1年に1度、飼い犬に狂犬病の予防注射を受けさせることと、予防注射済票の交付の手続き（手数料500円、役場窓口にて）が、法律で義務づけられています。万が一にも狂犬病が発生した場合、犬だけでなく人間にも多大な被害を及ぼします。

飼い犬の予防注射と注射済票の交付手続きを忘れないようにしてください。



犬が死亡した場合は、役場まで連絡してください

犬が死亡した場合や、既に犬が死亡している場合は、必ず役場環境対策課まで連絡をお願いします。

登録が残ったままになり、飼養の実態との乖離が生じてしまいます。



〈問い合わせ〉 環境対策課 環境保全係 TEL (67) 3176